

栃木県庁障害者活躍推進計画（第1期）の策定について

【計画の意義・背景】

平成30年に、国の機関及び地方公共団体の機関の多くで障害者雇用率の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況が明らかとなる

【経緯】

令和元年6月 障害者雇用促進法の一部改正（計画の作成・公表に係る施行日は令和2年4月1日）
令和元年12月 厚生労働省が「障害者活躍推進計画作成指針」を公布
令和2年1月 計画作成手引きの通知
令和2年2月 計画作成説明会（栃木労働局）

策定に当たっての手続き

- 「障害者雇用推進チーム」の設置（各部署人事スタッフ等） ※検討会を2回開催
- 障害のある職員全てにアンケートを実施（計画作成への参画希望6名）
（県で働いていること、執務環境（ソフト・ハード）、サポート体制等への評価、障害者の採用増や活躍できる環境づくり等への自由意見）

栃木労働局

計画作成への
意見照会・回答

連携強化

栃木県庁障害者活躍推進計画（第1期）

計画期間：令和2年度から令和6年度（5年間）※必要に応じて見直し

計画の推進体制

- 障害者雇用推進者として、経営管理部次長兼人事課長を選任
- 障害者の相談支援に精通した専任相談員を人事課に配置
- 「障害者雇用推進チーム」を設置し、計画の実施状況の把握
- 障害のある職員に対して定期的にアンケートや意見交換を実施
- 就労支援機関等と連携を図るとともに、先進的な企業等のノウハウを活用

職員の採用

- 障害種別を問わない採用（選考方法は障害特性に配慮）
- 短時間勤務や定型・補助的業務を選択する障害者は会計年度任用職員として採用
- 障害のある学生等を対象に多様なインターンシップを実施
- 採用案内等で障害のある職員の業務内容や感想を紹介
- 意欲や能力等を踏まえ、多様な勤務を選択する仕組みを検討

働きやすい環境づくり

- 障害者職業生活相談員は全ての職員の相談支援に努め、関係所属に必要な情報を提供
- 障害のある職員同士が話し合い、相談事や悩みを共有できる場の設置
- 障害の理解促進のための研修やeラーニングの実施
- 電子化・ペーパーレスやテレワークなど柔軟な働き方の推進

職員の能力開発

- 障害特性や強み・弱みの把握
- 本人の能力に合わせた業務の適切なマッチング
- 新たな部署等への職域拡大

その他の取組

- 障害者就労支援施設への発注
- 法定雇用率の達成者からの調達を推進できる仕組みの検討